

特約付き金銭信託[ずっと安心信託]

(平成 24 年 3 月 12 日現在)

1. 商品名	・ 特約付き金銭信託[ずっと安心信託]
2. 販売対象	・ 個人のお客さま
3. 信託の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信託された金銭を、受益者のために利殖すること。 ・ 委託者が当社に別途提出する「ずっと安心信託申込書」に基づき、当該申込書指定の者に当該申込書記載の金額・取得割合にて信託財産を取得させ、当該信託財産の中から当該申込書指定の方法により支出すること。
4. 信託の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ ずっと安心信託は、お客さま(委託者)ご自身とご家族さま(一時金受取人・残余金受取人)の資金を元本保証の金銭信託で運用し、計画的に受け取れる商品です。 ・ ずっと安心信託は、以下の 3 つの受取方法を組み合わせて選択できます。 <ol style="list-style-type: none"> ① 生活資金の原資(金銭)を金銭信託に預け入れ、その中からお客さまが生活費を定時定額払いで受け取れる ② お客さまに相続が開始した時に、ご家族さま等が一時金を受け取れる ③ お客さまに相続が開始した後に、ご家族さま等が生活費を定時定額払い(または一時払い)で受け取れる <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>The diagram illustrates the flow of funds between the customer (委托人兼受益者) and the trustee (当社) under three scenarios:</p> <ul style="list-style-type: none"> Scenario 1: The customer provides "信託契約の締結(特約設定)" and "金銭の信託" to the trustee. The trustee provides "生活費の受け取り" to the customer. Scenario 2 (after inheritance): The customer's family requests a "一時金の請求" from the trustee, who provides "一時金の受け取り". Scenario 3 (after inheritance): The customer's family requests "残余金の請求" from the trustee, who provides "生活費の受け取り" (or "一時払いも可能"). </div> <p>【一時金受取人(第 2 受益者)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お客さま(委託者)に相続が開始した時に、お客さまがあらかじめ指定した金額の一時金を受け取る方をいいます。 ・ お客さま(委託者)によりご自身の推定相続人の中から 1 名のみご指定いただけます。 <p>【残余金受取人(第 2 受益者)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お客さま(委託者)に相続が開始した後に、上記一時金受取人が受け取る一時金を控除した残額を定時定額(または一時払い)で受け取る方をいいます。 ・ お客さま(委託者)によりご自身の推定相続人の中からお客さまご指定いただけます。 ・ 複数名ご指定いただくことができます。複数名ご指定いただく場合、それぞれの残余金受取人の方への引き継ぎ割合も同時にご指定いただけます。
5. 信託期間 (1)信託契約期間 (2)信託財産交付日 (3)自動延長 (4)申出による期間延長 (5)自動継続扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信託契約日(信託金の預入日)から信託財産交付日の前日まで。 ・ 5 年以上 30 年以内で委託者にご指定いただけます。 ・ ありません。 ・ ありません。 ・ ありません。

6. 信託終了の事由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信託期間の満了 ・ 全ての信託財産の中途解約 ・ 反社会的勢力であることの判明 ・ 信託財産がなくなった場合 ・ 第 2 受益者が受益権を取得後に死亡した場合 他
7. 信託財産の種類、運用、管理、処分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金銭信託 5 年ものに合同運用します。 ・ 金銭信託 5 年ものは長期貸出金を主要な運用対象とし、安定的な運用を行います。また、資産の安全性・収益性の両面に留意しつつ、一定の範囲内で有価証券等での運用を行います。 ・ 信託財産の管理または処分により取得する財産の種類は、特約付き金銭信託[ずっと安心信託]約款(以下「約款」とします。)第 3 条、第 3 条の 2 に記載の通りです。 ・ 当社は、約款第 5 条に記載の通り、当社が認める場合は、登記または登録をすることができる信託財産の登記・登録を留保することがあります。また、信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産につき、その計算を明らかにして分別して管理することがあります。金銭を除く動産については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。 ・ 当社は、信託財産を運用方法を同じくする他の信託財産と合同して運用します。収益金は 13. 14. に基づき計算される各受益者の予定配当額で按分比例して分配します。
8. 信託業務の委託	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は信託業務の全部または一部について約款第 5 条の 2 に基づき、委託をすることができます。
9. 当社等との取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないと認められる場合には、当社は約款第 3 条の 2 に基づき、当社等との取引を行うことができます。また、約款第 5 条の 2 に基づき、当社の利害関係人に信託業務の委託を行うことができます。
10. 受益者に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信託契約日から委託者に相続が開始するまでの間は、委託者を受益者(第 1 受益者)とします。 ・ 委託者に相続が開始した時以後は、委託者が受託者所定の書面により予め指定した者を受益者(第 2 受益者)とします。 ・ 第 2 受益者は、委託者に相続が開始した時に一時金(委託者が予め定めた一定金額)を受け取る「一時金受取人」、当該一時金を控除した残額を定時定額払い(または一時払い)で受け取る「残余金受取人」とし、委託者の推定相続人(信託契約日現在に委託者に相続が開始した場合に相続人となる者)の中からご指定いただきます。 ・ 一時金受取人は 1 名のみ、残余金受取人は複数名ご指定できます。 ・ 委託者は、当社所定の書面により、第 2 受益者を変更(追加、取消しを含みます。)することができます。委託者が第 2 受益者を変更した場合には、当社は、変更前の第 2 受益者に対するその旨の通知は行いません。
11. 入金方法 (1)信託設定方法 (2)最低受託金額 (3)最高受託金額 (4)信託金額の単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約により信託設定。 ・ なお 1 委託者につき 1 契約のみとします。 ・ 500 万円 ・ 3,000 万円 ただし、当社が所定の方法により算定した金額が 3,000 万円より低い場合は、当該金額を最高受託金額といたします。 ・ 1 円単位

(5)追加入金	<ul style="list-style-type: none"> ・当社が認める場合のみ可能とします。 ただし、信託期間満了日の2年以内は追加入金できません。
12. 支払方法 (1)元本の支払日 (2)元本の支払方法 (3)収益金の支払日 (4)収益金の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・前記5.(2)の信託財産交付日。 ・委託者または受益者により予めご指定いただいた方法によりお支払いいたします。 ・毎年3月・9月の26日および信託財産交付日。 ・原則、元本に組み入れます。
13. 予定配当率 (1)明示・非明示 (2)変更頻度 (3)表示場所	<ul style="list-style-type: none"> ・明示します。 ・毎年3月・9月の26日に当社の店頭に掲示する「信託配当率表」に表示する予定配当率に見直します(変動金利)。 ・予定配当率は、長期市場金利および短期市場金利等を参考に信託期間に応じて当社が決定します。 ・当社店頭に掲示する「信託配当率表」のうち、信託契約期間「5年以上のもの」の予定配当率に表示します。
14. 収益金の計算 (1)計算期日 (2)収益金の計算期間 (3)収益金の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年3月・9月の25日および信託財産交付日の前日。 ・前回計算期日の翌日(初回は信託契約日)から当該計算期日(最終回は信託財産交付日の前日)まで。 ・毎回計算期日の翌日(初回は信託契約日)にお示しする予定配当率と当該収益金の計算期間中における元本残高により、6ヵ月を1年の2分の1として計算します。 ・付利単位は100円です。
15. 信託報酬 (1)管理報酬 (2)運用報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・信託設定時:無料 ・3月・9月の各25日および信託財産交付日の前日に、金銭信託5年ものの運用収益から予定配当額(予定配当率と信託金の元本により計算される額)等を差し引いた金額となります。
16. 信託財産に関する租税等	<ul style="list-style-type: none"> ・信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用は信託財産の中から支払います。
17. 信託財産の計算期間、運用状況の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・信託財産の計算期日は毎年3月・9月の25日とし、前回計算期日の翌日から当該計算期日までの期間を計算期間とします。 ・信託財産の運用状況等に関する書面を計算期間毎に作成して受益者に交付します。
18. 付加できる特約 (1)特約の種類・特約扱いの限定 (2)その他	<ul style="list-style-type: none"> ・支払方法等に関する特約があります。約款に特約を定めており、特約の付加については、当社が認めるものに取扱いを限定させていただきます。 ・少額貯蓄非課税制度(マル優)の取扱いができます。
19. 委託者に相続が開始した時の第2受益者による支払請求 (1)請求方法 (2)請求手続きに必要な書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・委託者によりあらかじめご指定いただいた第2受益者(一時金受取人、残余金受取人)からの支払請求によるものとします。 ・ご請求手続きに必要な書類等は以下の通りです。 <ol style="list-style-type: none"> ① 委託者の死亡を確認できる書類(死亡診断書や除籍謄本等) ② みどりの通帳 ③ 第2受益者の印鑑証明書(発行から6ヵ月以内のもの)およびご実印

	④ 必要に応じ、第2受益者の本人確認書類
20. 中途解約時の取扱い (1)中途解約(全部解約または一部解約)について (2)全部解約の支払額の計算方法 (3)一部解約の支払額の計算方法 (4)解約手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ やむを得ない事由による場合を除き、中途解約(全部解約または一部解約)はできません。 ・ 全部解約時の元本および収益金の合計額から、ご請求日に当社の店頭に掲示する「信託配当率表」の解約手数料を差引いた金額となります。ただし、解約手数料は信託契約日から全部解約日前日までに生じた税引後の収益金の額を限度とします。 ・ 一部解約のお申し出額から、ご請求日に当社の店頭に掲示する「信託配当率表」の解約手数料を差引いた金額となります。 ・ 当社の店頭に掲示する「信託配当率表」に表示します。
21. 収益金に係る課税内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収益金の支払時に収益金の20%を源泉徴収(分離課税)します。
22. 元本補填契約・預金保険適用の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、元本に万一欠損が生じた場合はこれを完全に補填します。 ・ 本商品は預金保険の対象です。
23. 利益補足契約の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ ありません。 ・ 予定配当率を表示しておりますが、確定利回り商品ではありません。
24. 受益権の譲渡制限等	<ul style="list-style-type: none"> ・ やむを得ない場合を除き、受益権は譲渡または質入することはできません。
25. 当社が契約する指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人信託協会 連絡先 信託相談所 電話番号 0120-817335 または 03-3241-7335
26. その他 (1)期日後収益 (2)受益者からの相殺 (3)専用約款	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払日が信託財産交付日の翌日以降の場合、その間の収益金は支払日に当社店頭に掲示する普通預金利率で計算して支払日にお支払します。 ・ 受益者は、信託期間満了日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務(元本補填契約のない信託勘定からの債務を除きます)と相殺する場合に限り当該相殺金額について信託金の元本と当該債務とを相殺することができます。 ・ 本商品概要説明書以外にも別途お渡しする「特約付き金銭信託[ずっと安心信託]」約款をご参照ください。